平成３１年２月６日
市民環境常任委員会資料
市民環境部文化自治振興課

宇治市地域コミュニティ再編計画（初案）に対する意見募集結果
及び最終案について

本市において、意見募集（パブリックコメント）の実施を経て、宇治市地域コミュニティ再編計画（最終案）が別紙のとおりまとまりましたので、報告いたします。

＜参照資料＞

資料１　「宇治市地域コミュニティ再編計画（初案）」に対する意見募集の結果について

資料２　宇治市地域コミュニティ再編計画（最終案）

資料１

「宇治市地域コミュニティ再編計画（初案）」に対する意見募集の結果について

１．意見募集期間

平成３０年１２月２０日（木）から平成３１年１月１８日（金）まで

２．意見提出者数　５９人

①　持参	８人
②　郵便	６人
③　ファクシミリ	１９人
④　電子メール	１３人
⑤　投書箱	１３人

３．意見数　１０５件

①　計画全般に関すること	２５件
②　地域コミュニティに関すること	５件
③　集会所全般に関すること	３６件
④　集会所の無償譲渡に関すること	１５件
⑤　その他	２４件

宇治市地域コミュニティ再編計画（初案）に寄せられたご意見（パブリックコメント）に対する本市の考え方

１．計画全般に関すること

No.	意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
1	集会所の面積を全体で２０％の削減は理解します。しかし、個別案件では集会所の増築、床面積の拡大を望みます。	集会所の総延べ床面積の削減については、２０４６年度を目標年度とし、長期的に取り組んでまいりますので、ご理解願いますようお願いいたします。	無
2	集会所の廃止や複合化については、おおむね賛成です。稼働率をみると一部廃止は仕方ないと考えます。 地域団体への無償譲渡については、維持管理面の市との調整や、地域団体内での利用頻度の差など、意見集約は難しいのではないかと思います。 利用内容を分析すると、限られたグループの利用が見受けられ、全く利用しない住民にとっては、ほとんど運営面に感心がありません。	無償譲渡により地域団体が集会所を所有することで、住民の方にとっても、より集会所への関心が高くなり、地域による主体的な運営につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
3	集会所の統廃合はある程度やむを得ないと考えるものの、地域団体が無償譲渡を受けることには懐疑的です。 地域団体は維持管理する力を持ち合わせていません。 廃止を検討する集会所は、売却や、民間施設に併設する等を検討されてはどうですか。 【同様の主旨のご意見　他１件】	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
4	稼動率１０％未満の集会所は支援の廃止、１０％～３０％未満は合併等、３０％以上は存続としてはどうですか。 ただし、地域の活動拠点は大事であると考えるため、統合等を検討してください。 市の経営負担の軽減につながると考えます。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
5	集会所が廃止されると地域のコミュニティ活動に多大な影響が出ます。 地元で無償譲渡を受けられなかった時の集会所廃止は絶対反対です。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティは活性化するものと考えており、地域団体への無償譲渡を推進することとしております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無

No.	意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
6	本計画は抽象的な表現でわかりにくいです。また、専門用語が市民にとって理解しにくいと感じました。	計画期間が２０１９年度から２０４８年度と長期間になっていることや、地域によって様々な実情があることから、抽象的な表現を用いている箇所がございます。 また、専門用語等については、括弧書きを入れるなど、より理解していただける計画になるよう努めます。 【修正箇所】 本計画中、Ｐ２１中の「ＩＣＴ」を「ＩＣＴ（情報通信技術）」とします。 本計画中、Ｐ２２中の脚注に「ＰＤＣＡサイクルとは、Ｐｌａｎ（計画）Ｄｏ（実行）Ｃｈｅｃｋ（評価）Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４段階を繰り返すことにより、継続的に改善することを指す。」を追記します。	有
7	集会所は地域コミュニティ活動に不可欠な施設となっています。一方で自治会予算が減少しており、日常活動に支障が出ることも危惧されます。 こうした状況のなかで、仮に集会所の無償譲渡を受けた場合、市からの一部補助金があったとしても運営は困難であると予想されます。 地域コミュニティにとって重要かつ不可欠の役割を担う集会所の維持管理、改修等については、市として今後とも責任を負うようにしてください。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。 地域コミュニティの活性化に向けた、地域による主体的な集会所運営を推進するにあたり、地域で運営費用を負担いただくことになりますが、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。 また、地域により様々な実情があることを踏まえ、地域団体との協議が調った集会所から譲渡の手続きを進めることとしております。	無
8	本計画に賛成です。条件が整わない所もあり一斉スタートは難しいと思いますが、協議が調ったところから進めれば良いと思います。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。無償譲渡については、地域団体との協議が調った集会所から譲渡の手続きを進めることとしております。	無
9	私の住む地域では町内会で集会所を所有し、何も問題なく運営していますし、自分達の集会所との思いも強く、大切に使用しています。 市所有の集会所は、管理者に対して報酬があることに驚いています。どの地域も、各町内で所有して運営していくべきです。 市の所有では、各町内が自由な使い方が出来ないので、地域の実情にあわせて、自由な使い方が出来るようにした方がいいと思います。	無償譲渡により地域団体が集会所を所有することで、住民の方にとっても、より集会所への関心が高くなり、地域による主体的な運営につながるものと考えております。 本計画の取組では、地域による主体的な運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えており、集会所についても、地域の実情に応じて、より自由に活用いただけるようになると考えております。	無

No.	意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
10	市所有の集会所は、管理者に対して報酬があることに驚いています。 私の町内では集会所を運営しており、町内の役員として鍵を預かっていますが、何もありません。 宇治市全域、不公平はなくしていくべきだと思います。	無償譲渡により地域団体が集会所を所有することで、住民の方にとっても、より集会所への関心が高くなり、地域による主体的な運営につながるものと考えております。 本計画の取組では、地域による主体的な運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えており、集会所についても、地域の実情に応じて、より自由に活用いただけるようになると考えております。	無
11	私たちが利用している集会所は稼働率も高く、廃止には反対です。 一方で、稼働率の低い集会所については、主旨は理解します。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
12	計画の必要性は理解できますが、無償譲渡後、町内会での運営については、種々の経費が必要になると予想され難しいことと思います。 地域のコミュニティをいかに活性化していくかが、喫緊の課題として町内会は悩んでいます。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。地域コミュニティの活性化に向けた、地域による主体的な集会所運営を推進するにあたり、地域で運営費用を負担いただくことになりますが、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。	無
13	集会所は、地域の自治活動、コミュニケーション、特に防災活動の拠点であり、例え稼働率が悪くても住民の安心安全を守るために重要です。もし統廃合などにより、集会所が遠方になれば、地域の自治活動と防災の拠点が無くなり、地域の安全は守れず、コミュニティは壊滅させられることが容易に予測できます。	地域により様々な利用実態があることは認識しております。 地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
14	宇治市の基本方針や目標では、経費節減の取り組みが主目的のような印象を受けます。地域コミュニティの活性化のために何が必要かを中心に据えた計画であってほしいと思います。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。 本計画においては、地域コミュニティの活性化につながる施策に取組んでまいります。	無
15	宇治市の人口・世帯数などの予測資料が本計画にはありません。宇治市公共施設等総合管理計画によると、今後３０年で、現在の人口の８割になるとされています。特別な努力をしなくても２０％削減の目標は達成できると思います。	宇治市公共施設等総合管理計画において、宇治市の人口減少を踏まえ、施設の適正配置が必要であると示しております。 集会所の適正配置については、無償譲渡に至らない場合、稼働率の低い集会所について、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無

No.	意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正 有無
16	集会所だけでなく、市民文化系施設全体を考え、利用状況や使い分け等を地域に示す必要があると思います。そのために、各施設の利用範囲や利用実態を把握しておくことが必要です。 各コミュニティセンター域内でエリアをまとめ、日常管理の統括指導をすることも考えられます。	本計画においては、地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますが、他の公共施設についても設置目的等を踏まえるとともに、有効活用等についても検討していきたいと考えております。 【修正箇所】 本計画中、Ｐ２１中の（３）中期目標に次の下線部を追記します。 「将来に向け、<u>他の公共施設の有効活用や、</u>活動拠点整備の検討を行う」	有
17	住民は自治体を選べない関係で、必然的に宇治市と結びつきが生まれますが、町内会・自治会は自治体とのつながりが、宇治市では明確になっていません。 地域には「共生」や「助け合い・支え合い」が自治体から求められ、地域の努力の結果で「住みやすい地域格差」も生まれてきています。 本計画を遂行するにあたっては、宇治市として財政的な理由だけでなく、将来に向けての地域ビジョンを示して地域との話に臨まれることを切望します。	本計画においては、長期的なビジョンを持ち、市民の自主的な活動によるコミュニティの取組を支援いたします。 多様化が見られる状況下において、一律的な支援施策の実施は、地域のニーズのずれや施策と実効性に課題を残す可能性があるため、各地域の実情を踏まえ、地域団体と協議を進めるよう努めます。	無
18	本計画の意図するところは、ある程度理解できますが、根本にある人口の減少や少子高齢化を食い止める施策を迅速かつ具体的に打ち出してほしいです。 一方で、確かに集会所の再編は必要であり喫緊の課題であることも理解できます。地域コミュニティや防災などの観点から、ある程度の統廃合然るべきだと考えますが、その地域の人口当りで割るのではなく、面積当たりで考えて、高齢者や子どもでも利用しやすい施設が残っていくことを願います。	人口減少、少子高齢化が進展するなか、本市の各種施策についても的確に対応する必要があると考えております。 集会所の適正配置について、無償譲渡に至らない場合、稼働率の低い集会所については、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
19	譲渡を受けたあとの集会所運営について、集会所管理者報酬程度の運営費を支給してください。	集会所の無償譲渡を受けていただいた後、大規模な改修や建替えなどの工事に係る費用や、電気料金等に対する補助制度が現在ございますが、新たな支援施策について検討しているところです。 また、地域によって様々な実情があることから、無償譲渡を受けていただくにあたり、維持管理に係る費用や収入確保については、地域の皆様との協議のなかで説明してまいります。	無
20	集会所延床面積の削減率２０％の根拠も不明で、無償譲渡により町内会・自治会等の自己負担で修繕、建替えを行うことになるのに、当計画ではデメリットを隠しています。住民に負担を押し付ける計画には反対です。	宇治市公共施設等総合管理計画に基づき、２０４６年度までに、廃止や複合化、地域団体への無償譲渡などにより集会所の総延床面積の２０％を削減することを目標としております。 無償譲渡については、地域団体との協議が調った集会所から譲渡の手続きを進めてまいります。	無

No.	意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
21	本計画の実行に当っての具体施策が分かりづらいと思います。地域への補助・支援施策は何ですか。 また、集会所の適正配置は既に決定されているのですか。	大規模な改修や建替えなどの工事に係る費用や、電気料金等に対する補助制度が現在ございますが、新たな支援施策について検討しているところです。 集会所の適正配置について、無償譲渡に至らない場合、稼働率の低い集会所については、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
22	集会所は地域にとって唯一の公共施設であり、市民の地域活動の拠点として重要な役割を果たしています。再編整備については、慎重に対応すべきです。 集会所の利用頻度については、地域住民の日常活動や事業の中身、また集会所施設そのものの物理的条件など、いろいろな自由があろうかと思いますが、その点の分析が必要かと考えます。 また集会所管理者報酬については、集会所の利用頻度を考慮しても良いのではないかと考えます。	地域により様々な利用実態があることは認識しております。 地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティは活性化するものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡を推進することとしております。 将来に向けては、複合化や、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用によるスマートキーの導入等の検討を進めます。	無
23	無償譲渡されることについて、メリット、デメリットを示してほしいです。 どのように地域コミュニティが活性化されるのですか。	地域による主体的な運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えており、集会所についても、地域の実情に応じて、より自由に活用いただけるようになると考えております。 地域コミュニティの活性化に向けた、地域による主体的な集会所運営を推進するにあたり、地域で運営費用を負担いただくことになりますが、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。	無
24	利用日数、稼働率の低い集会所の統廃合はやむを得ないと考えます。 町内会・自治会は高齢化が進んでいるため、若い世帯が参画してもらえるよう考えることが必要だと考えます。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。 また、情報共有の場を設けるなど地域コミュニティの活性化に繋がる取組についても検討してまいります。	無

２．地域コミュニティに関すること

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
25	行政が地域コミュニティを再編することに違和感を感じました。行政は援助に徹し、再編はその中で自然にされてゆくものだと思います。	本市といたしましても、地域コミュニティの主体は、地域住民並びに地域団体であると考えております。 地域コミュニティの活性化に向けた、地域の主体的な集会所運営を推進するにあたり、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。	無
26	「地域コミュニティ活性化」を進めるために新たな市民活動を推進するという「未来の視点」から新たな財源の確保に取り組んでもらいたいです。 また、宇治市で進められているワークショップの継続開催を希望します。	地域コミュニティの活性化に向けた施策に取り組むとともに、どのような財源の確保が可能であるか、引き続き検討してまいります。 また、情報共有の場を設けるなど地域コミュニティの活性化に繋がる取組についても検討してまいります。	無
27	市は地域コミュニティの拠点として集会所を提供・整備すれば地域コミュニティが活性化すると考えていたようですが、時代の変化による住民の意識の変化や町内会・自治会の衰退等によりそれだけでは地域コミュニティの活性化に繋がらない状況になっています。 地域単位の町内会・自治会と宇治市が連携する仕組みを作るべきです。	地域コミュニティの主体は、地域住民並びに地域団体であると考えており、地域の主体的な活動を支援するために、これまで活動場所として集会所を整備してきた経過がございます。 本計画においては、地域コミュニティの活性化に向けた施策として、行政と地域団体間の情報共有の場を設けるなどの支援を行うこととしております。	無
28	「地域コミュニティの活性化」については、是非とも実現したい・支援もしてほしいと考えています。 そのためには、「人の育成」が求められます。交流の場や地域活動の紹介・スキルの研修・情報提供等をしてほしいと思います。	地域コミュニティの活性化は非常に重要であると考えております。 活動の担い手となる人材育成のための研修や、行政と地域団体間の情報共有の場を設けるなどの支援を行い、地域コミュニティの活性化に努めます。	無
29	本計画にある地域コミュニティの活性化について ①各集会所と当該集会所を利用している区域内の世帯数及び人口の関係 ②各集会所床面積と稼働率の関係 ③稼動率の高い集会所と低い集会所の利用実態とその原因調査 ④規模の大小、稼働率の高低、地域特性等に見合った支援策 の観点からも調査分析・検討を行うべきと考えます。	ご指摘のデータについては検討し、可能な限り地域説明の際にお示しさせていただきたいと考えております。 本計画の推進については、頂いたご意見等を十分に考慮し、更なる検討を進めてまいります。	無

３．集会所全般に関すること

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
30	高齢者の憩いの場として集会所で活動をしてきました。高齢者福祉の活動場所がなくならないようにしてください。 【同様の主旨のご意見　他１件】	集会所が福祉活動の場としてご利用いただいていることは承知しております。なお、無償譲渡については、コミュニティ活動の場として活用していただくことを前提として考えておりますので、コミュニティ活動の場所が減少することになるとは考えておりません。	無
31	高齢化社会が進んでおり、集会所は近くに必要です。 【同様の主旨のご意見　他７件】	他の公共施設の設置目的等を踏まえるとともに、集会所の適正配置については、無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
32	集会所は誰でも気楽に使えるようになるといいのでは思います。飲食ができないことから、町内会の交流が充分できません。	集会所での飲食については、現在の制度の範囲でも、地域の求めに応じて認めることが可能ですが、地域による主体的な運営により、より自由に集会所を活用いただけるようになることで、更なる地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。	無
33	集会所が町内会や地域のコミュニティの場になっている事は間違いありません。 公的な縛りなく、地域に合った運営方法で運営する方が集会所らしいと考えます。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。本計画では、より自由に集会所を活用いただけるようになると考えております。	無
34	集会所の維持管理・運営については今までどおりにしてください。 【同様の主旨のご意見　他１８件】	人口減少、少子高齢化が進展するなか、将来を見据えた計画を推進していく必要があると考えております。 地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 また、新たな支援施策について検討しているところですが、地域によって様々な実情があることから、無償譲渡を受けていただくにあたり、維持管理に係る費用や収入確保については、地域の皆様との協議のなかで説明してまいります。	無

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
35	集会所は最低でも月に１回は使用されています。私から見たら大変良く利用され市民の役に立っていると思います。 無償譲渡についても、地域団体は様々であり集会所の機能は無くなりかねません。コミュニティの場所は必要です。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。 なお、無償譲渡については、コミュニティ活動の場として活用していただくことを前提として考えておりますので、コミュニティ活動の場所が減少することになるとは考えておりません。	無
36	「地域による主体的な集会所運営」については、現在の集会所がどのように運営されているか住民にはわかりません。利用方法を明確にしてはいかがでしょうか。	現在の集会所は、集会所運営委員会により運営していただいておりますが、無償譲渡により地域団体が集会所を所有することで、住民の方にとっても、より集会所への関心が高くなり、地域による主体的な運営につながるものと考えております。	無
37	「集会所の適正配置」については、歩いていくことを前提とすればもっと身近に必要としているところも多いのではないでしょうか。近くに多くの集会所がある場合などは、統廃合もある程度必要ですが、減らすばかりでは適正配置にはならないと思います。利便性の高いところへの配置替えも必要となってくるのではないでしょうか。	無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
38	集会所の管理をしていますが、耐震構造になっていません。 建替えをお願いします。	耐震性能を有していない集会所については、利用者の安全を早急に確保する観点から、２０１９年度に耐震補強に着手し、２０２０年度末完了に向けて取り組みます。	無
39	集会所は町内会の使用ばかり、行事が減るにつれて、使用頻度も少なくなってきました。 しかし、高齢化に伴い、個々の集まりの内容をアピールして行く必要があると思います。 集会所をもっと気軽に使用出来れば良いと思います。	地域による主体的な集会所運営により、より自由に集会所を活用いただけるようになることで、更なる地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。	無

４．集会所の無償譲渡に関すること

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
40	集会所を自治会に譲渡する案に反対はしません。譲渡後の集会所運営は完全に自治会に任せてもらえるのでしょうか。 【同様の主旨のご意見　他１件】	町内会・自治会等の地域団体への集会所譲渡後については地域団体の所有となるため、基本的には地域で運営していただけるものと考えております。	無
41	集会所の無償譲渡については、運営などの費用を自前で行うことになりますが、行政の費用を削る意図だけが強く感じられます。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。地域コミュニティの活性化に向けた、地域による主体的な集会所運営を推進するにあたり、地域で運営費用を負担いただくことになりますが、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。	無
42	基本的には賛成ですが、一律に「廃止」ではなく、「地域団体への無償譲渡」を原則として地域の皆さんと協議してもらいたいです。 また、運営経費の補助制度についても地域団体と十分な話し合いをもって決めてもらいたいです。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティは活性化するものと考えており、地域団体への無償譲渡を推進することとしております。 譲渡や支援施策について説明を行い、十分理解していただけるよう努めます。	無
43	無償譲渡する団体について、町内会・自治会だけでなく、ＮＰＯやサークルなど任意の地域団体も含まれるようにしてください。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティは活性化するものと考えているため、譲渡先については、地域コミュニティの基礎を支える町内会・自治会等の地域団体を想定しております。	無
44	無償譲渡を希望しなかった場合、稼働率が低い施設で、かつ今後耐震補強が必要となる集会所が廃止対象の優先となるのですか。 無償譲渡を希望した場合① 登記はするのですか。② 譲受者は自治会ですか。複数の団体が運営している場合はどうなりますか。③ 耐震補強をしてからの譲渡となるのですか。 譲渡を受けた場合、譲受者が負担する経費などを示してほしいです。	無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。 また、譲渡については、町内会・自治会において法人格を取得していただき、建物に係る登記をしていただきます。複数の町内会・自治会で運営している場合についても同様です。 なお、耐震性を有していない集会所については、耐震補強をした後に譲渡させていただきます。 経費等の個別案件につきましては、地域によって様々な実情があることから、計画が策定された後に、地域の皆様との協議のなかで説明してまいります。	無
45	集会所は地域コミュニティの中心的役割を果たしていると思います。本計画は、全施設無償譲渡が目的なのですか。 稼働率を中心に廃止・統合するとなると、地域特性はどのように加味するのですか。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えており、本計画では全施設を無償譲渡の対象としております。一方で、地域により様々な実情があることを踏まえ、地域団体との協議が調った集会所から譲渡の手続きを進めることとしております。	無

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
46	無償譲渡を受けた地域団体への維持管理に対する支援策とは何ですか。 また、維持管理できるだけの収入が見込めない場合や、維持管理が不可能となった場合の扱いはどうなるのですか。	大規模な改修や建替えなどの工事に係る費用や、電気料金等に対する補助制度が現在ございますが、新たな支援施策について検討しているところです。 また、地域によって様々な実情があることから、無償譲渡を受けていただくにあたり、維持管理に係る費用や収入確保については、地域の皆様との協議のなかで説明してまいります。	無
47	譲渡を受けたあとの集会所運営に対して、現在市が負担している以上の助成金をお願いします。	譲渡後の集会所運営に際しましては、大規模な改修や建替えなどの工事に係る費用や、電気料金等に対する補助制度が現在ございますが、新たな支援施策について検討しているところです。	無
48	集会所の外に遊園があるので、集会所と合わせて譲渡をお願いします。	集会所の無償譲渡は、建物としており、土地は無償の使用貸借契約とすることを想定しております。 集会所の用地として活用していただける範囲につきましては、関係各課と相談の上、地域の皆様との協議のなかで説明してまいります。	無
49	土地も併せて譲渡してください。	集会所の無償譲渡は、建物としており、土地は無償の使用貸借契約とすることを想定しております。	無
50	集会所の付帯設備についても譲渡してください。	集会所の譲渡については、付帯設備等についても併せて譲渡することを想定しておりますが、集会所により実情が異なることから、譲渡に係る協議の際に個別説明させていただきます。	無
51	集会所の譲渡にあたり、建物に瑕疵がある場合は、宇治市において修繕してください。	集会所の管理上の修繕については、日々対応をしております。 耐震性を有していない集会所については、耐震補強をした後に譲渡させていただきます。	無
52	集会所の無償譲渡について、集会所によっては老朽化が進む中、無償譲渡とは言え地域団体が今後の維持管理費を捻出するのは極めて困難であり、実現は非常に難しいと思います。 【同様の主旨のご意見　他１件】	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。 地域コミュニティの活性化に向けた、地域による主体的な集会所運営を推進するにあたり、地域で運営費用を負担いただくことになりますが、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。 また、地域により様々な実情があることを踏まえ、地域団体との協議が調った集会所から譲渡の手続きを進めることとしております。	無

５．その他

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
53	防災の面において、自治会の役割を強調されますが、集会所は小さくスペースがありません。新たな施設をつくって下さい。	本計画において、新施設について明記しておりませんが、頂いたご意見は関係各課にも申し伝えます。	無
54	避難場所として、コミュニティセンターもしくは公民館の増設をしてください。 立地に偏りがあり、遠い地域の高齢者は使用できません。 また、集会所を避難所として使えるよう補強し、２階建て、３階建てとして収容人数を増やしてください。 なるべく近くにある集会所に避難できるようになる必要があると思います。	宇治市地域防災計画において、指定緊急避難場所として市内小中学校を指定しており、集会所については、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難場所として位置付けております。 本計画において、新施設について明記しておりませんが、頂いたご意見は関係各課にも申し伝えます。	無
55	前回提案の「使用貸借契約」との違いは何ですか。	集会所再生プランの際には使用貸借契約であったため、所有は宇治市のままであり改修等について制限がございました。 本計画においては、建物の譲渡としており、より自由な集会所運営が可能になると考えております。	無
56	現状の建物を修理、補強等を施し又、増築するなり複合化するのが賛同を得やすいのではと考えます。コミュニティセンターのように利用料金を徴収することも検討できます。	地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティの活性化につながるものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡推進に努めたいと考えております。 無償譲渡に至らない場合、稼働率が低い集会所については、廃止等を視野に検討いたしますが、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を踏まえ、総合的に判断いたします。	無
57	譲渡を受けたあとの集会所について、固定資産税や営利事業を行う際の課税についてはどうなるのですか。 【同様の主旨のご意見　他１件】	各税金については、集会所の使用方法や活動内容によって異なります。 専門家への相談にかかる支援についても検討してまいります。	無
58	財政負担の軽減化にむけて、集会所管理者報酬の一律支給を廃止し、利用実態に応じた合理的な報酬に改定する必要があります。 また、少子化が進む中、長期的には学校教育施設をも含めて積極的に統廃合、複合利用を図ることも必要です。	地域により様々な利用実態があることは認識しております。 地域による主体的な集会所運営により、地域コミュニティは活性化するものと考えておりますので、地域団体への無償譲渡を推進することとしております。 今後も、統廃合や複合化等については長期的な視点を持ち、引き続き研究してまいります。	無

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正有無
59	本計画におけるパブリックコメントについて、意見募集期間が年末から正月という繁忙な期間にあたり、極めて遺憾です。 地域に出向き、計画について説明すべきです。 【同様の主旨のご意見　他２件】	パブリックコメントについては本市の「パブリックコメント手続に関する指針」に沿って実施いたしました。 計画策定後、計画の内容や支援施策等については地域の皆様との協議のなかで説明してまいります。	無
60	本計画におけるパブリックコメントの実施について、利用者に対して伝わるように公表すべきです。	本計画におけるパブリックコメントについては、宇治市政だより（全戸配布）に掲載した他、市ホームページへの掲載や各集会所運営委員長へ案内を行いました。 今後についても、本市政の推進にあたり、より市民の皆様からご意見を市政に反映できるよう努めてまいります。	無
61	国が公共施設を２０％削減しろというのならそれを批判すべきです。国の予算も宇治市の予算も、国民の税金なのに国民のために使おうとしないのは、ゆるされません。	本市では、公共施設等の適正配置や計画的保全により持続可能な市民サービスを維持していくため、２０４６年度を目標年度とし、総延べ床面積の２０％を削減目標とする宇治市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。 地域コミュニティの活性化や、子や孫の世代に出来るだけ負担を残さないためにも本計画による取組は必要なものと考えております。	無
62	本計画は、前回、反対されたものをより改悪した案であり、すぐさま「撤回」されるようにしてください。 近年の宇治市政に於いては、市民の多くが反対していることを無理やり押し通そうとすることがおおくあります。このような市政運営はやめて下さい。 パブリックコメントに関しても、ゴミ袋有料化問題等大多数の反対意見が市政に反映されることが大切と思いますので「意味」あるものにしてください。	地域コミュニティの活性化や、子や孫の世代に出来るだけ負担を残さないためにも本計画による取組は必要なものと考えております。 頂いたご意見は関係各課にも申し伝えます。	無
63	ごみ袋の有料方針、資源ごみ活用に係る援助施策の廃止縮小に反対です。 【同様の主旨のご意見　他１件】	頂いたご意見は関係各課にも申し伝えます。	無
64	太閤堤跡歴史公園に多額の市税を投じることには反対です。 住民の必要とする公共施設を無駄のように考える市政は改めるべきです。 市民のために税を使ってください。 【同様の主旨のご意見　他８件】	地域コミュニティの活性化や、子や孫の世代に出来るだけ負担を残さないためにも本計画による取組は必要なものと考えております。 頂いたご意見は関係各課にも申し伝えます。	無

資料２

宇治市地域コミュニティ再編計画

（最終案）

宇　　治　　市

目次

第１章　計画策定の背景 1
1　背景 1
2　公共施設等総合管理計画策定の背景 1
3　本計画の目的と位置付け 3
4　本計画の体系と計画期間 3
第２章　地域コミュニティと集会所の現状 4
1　地域コミュニティの現状と町内会・自治会 4
2　町内会・自治会と連合組織 5
3　公共施設の保有状況と集会所の現状 6
4　公共施設等の将来の更新費用の試算 11
第３章　地域コミュニティの活性化に向けた取組実績と今後の課題 12
1　地域コミュニティの活性化に向けた取組実績 12
2　地域コミュニティの今後の課題 13
第４章　集会所におけるこれまでの取組と今後の課題 14
1　集会所を取り巻く状況 14
2　宇治市集会所再生プランの取組 14
3　宇治市集会所再生プランの総括と今後の課題 15
第５章　基本方針と目標 16
1　基本方針 17
2　目標 17
3　具体的な取組と中長期の目標 18
第６章　計画の推進 22
1　推進方法 22
2　計画のマネジメント 22

第１章　計画策定の背景

１　背景

本市では、人口減少や少子高齢化の進展が予測される中で、多様化する市民ニーズに的確に答えていく必要があります。

また、少子高齢化の進展や価値観の多様化に伴い、地域のコミュニティを取り巻く環境は年々厳しくなる一方で、地域福祉の向上や防災・防犯など、安全・安心で住みやすい地域形成に向けた多様な課題に対応するため、市民の主体的な地域参加と交流に支えられたコミュニティ活動の果たす役割は極めて重要であり、更なる地域コミュニティの推進が求められます。

【宇治市の人口・世帯数等の推移】

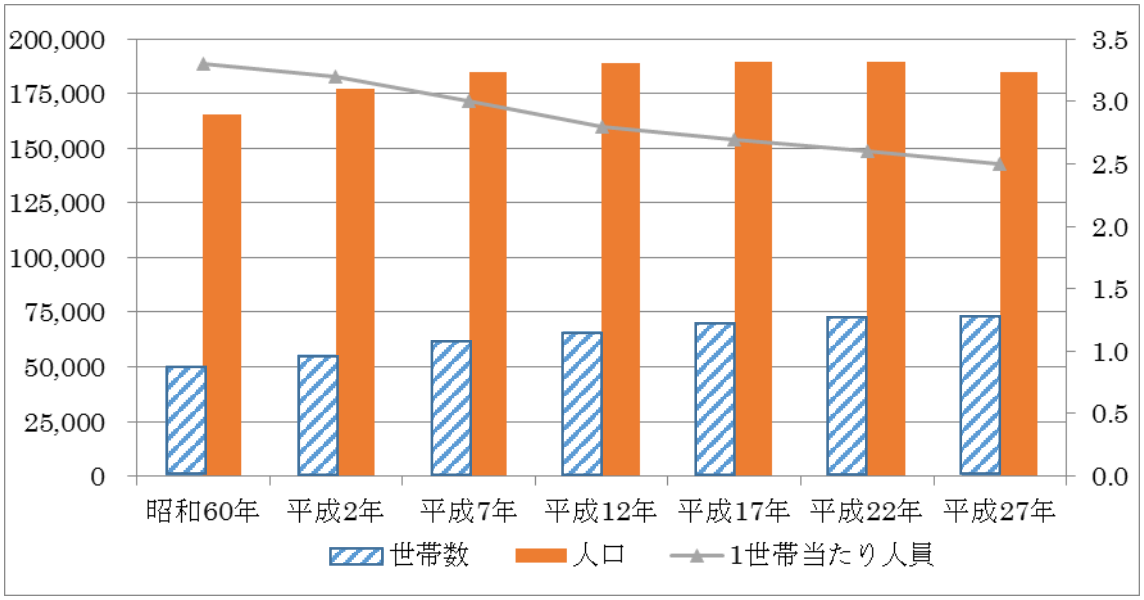

（出所：「宇治市統計書」より作成）

２　公共施設等総合管理計画策定の背景

本市においては、市民サービスの向上を図るため、これまで様々な公共施設等を整備してきましたが、その多くは建設から相当の年数が経過し、大規模な改修や建替えが必要となることが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、公共施設等の適正配置や計画的保全により持続可能な市民サービスを維持していくため、公共施設等の現状と課題を整理し、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な方針を定めた「宇治市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を２０１７年（平成２９年）に策定いたしました。

宇治市公立集会所（以下、「集会所」という。）についても、地域コミュニティの活性化に資することを目的とし、１９７０年代（昭和４０年代後半）からの人口増加に伴い本市による建設や、開発に伴う帰属及び寄付受けなど、様々な経緯で市内１３２箇所に集会所を整備し、市民の主体的な地域交流を支援してきました。

総合管理計画の策定や、これまでの集会所に係る取組を踏まえ、既存施設を有効活用するとともに、客観的なデータや市民の方々の意見を踏まえ、地域による主体的な集会所運営の推進や、総合管理計画の実行について検討していく必要があります。

【宇治市の人口と集会所施設数の推移】

３　本計画の目的と位置付け

本計画は、本市の最上位計画である、宇治市第５次総合計画にある「ゆたかな市民生活ができるまち」を目指し、市民主体によるまちづくりを推進するため、市民の自主的で活発なコミュニティ活動を促進し、共助による地域活力向上の取組を推進するための地域コミュニティ支援施策を検討します。

また、地域コミュニティの更なる活性化と、地域の実情に応じた市民の主体的な集会所運営を推進するとともに、集会所の個別施設管理実施計画として、適正配置推進を目的とし「宇治市地域コミュニティ再編計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

また、本市が所有する１３２箇所の集会所を対象とし、現状を把握するとともに、市民ニーズを把握しながら、「選択と集中」の考えのもと、集会所の廃止や複合化、地域団体への無償譲渡など、子や孫の世代にできるだけ負担を残さない計画策定に取組むものとします。

４　本計画の体系と計画期間

本計画は、地域コミュニティの活性化、地域による主体的な集会所運営、集会所の適正配置を推進するために策定します。

また、計画期間を２０１９年度（平成３１年度）から２０４８年度（平成６０年度）に設定します。

【本計画の体系図】

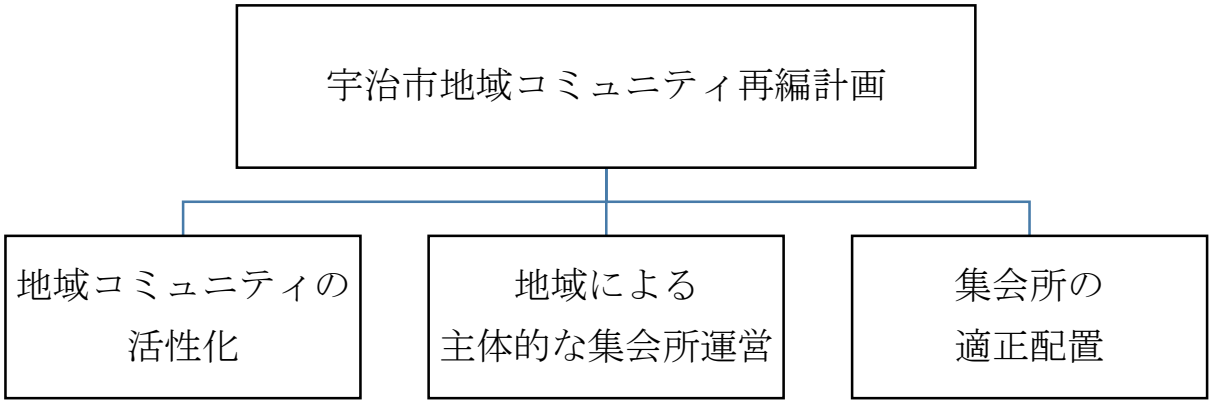

第２章　地域コミュニティと集会所の現状

１　地域コミュニティの現状と町内会・自治会

本市の地域コミュニティの基礎を支える団体として、町内会・自治会の存在が挙げられます。

町内会・自治会は主に地縁に基づいて組織され、生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っています。加入率は減少傾向にあるものの約７割の世帯が加入し、地域の世帯や幅広い世代を網羅していることから、地域コミュニティの基礎を支えています。

各町内会・自治会の組織の規模や活動内容などは様々ですが、防災や防犯、環境美化、子どもや高齢者を対象とした地域福祉のほか、地域住民の親睦を目的とした行事など、幅広い活動分野があり、それぞれの地域で共通の課題解決等にも取組まれています。

【町内会・自治会の加入率】

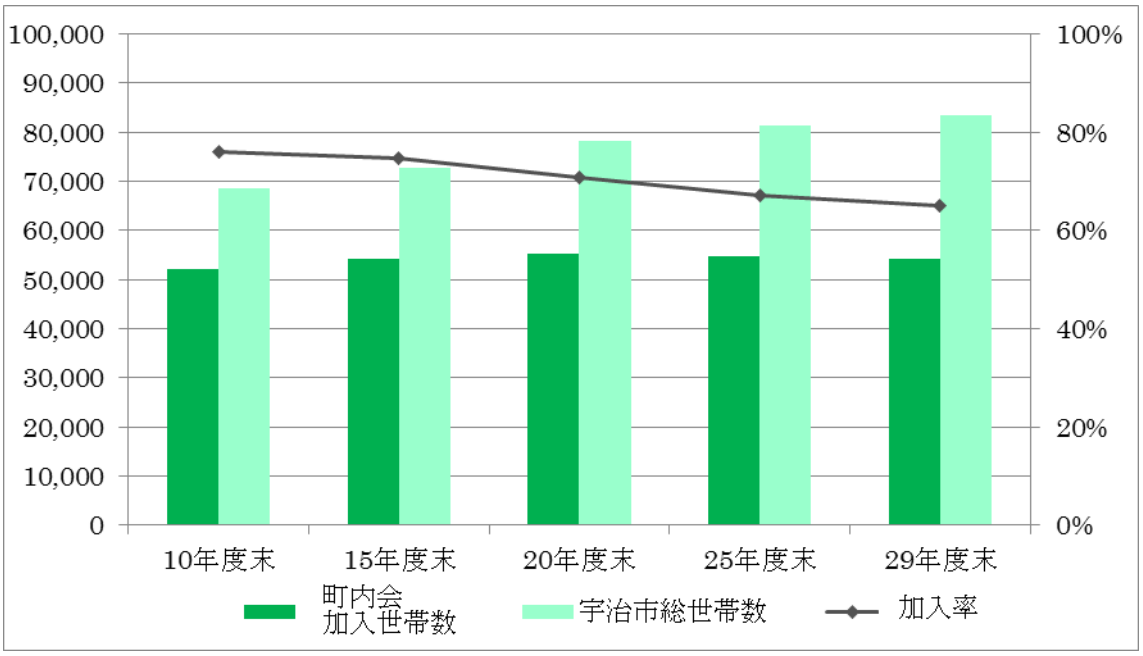

２　町内会・自治会と連合組織

町内会・自治会には、単独の町内会・自治会のほか、複数の町内会・自治会が参加して設立された連合組織があります。町内会・自治会と同様に、その組織の構成や規模、活動内容などは様々です。

連合組織は、各地域で町内会・自治会の合意のもと、設立されているものです。

組織化されていない地域もあり、全ての町内会・自治会が加入しているものではありません。しかしながら、複数の町内会・自治会が協力して活動することで、規模が大きくなることによる利点が生まれ、小さな規模では難しい活動にも取組が可能となっている事例があります。

町内会・自治会においても、人口減少や少子高齢化の進展とともに役員の成り手不足等の課題があります。

【宇治市の町内会・自治会数】

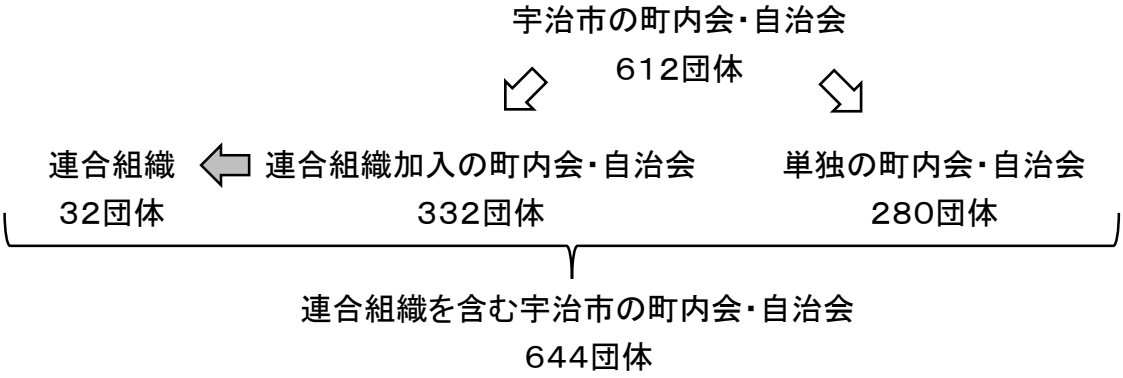

（2017年度末現在、各団体から市への届出状況より）

３　公共施設の保有状況と集会所の現状

総合管理計画が対象とする公共施設は２７９施設、面積（総延べ床面積）は３８１，０８２．４１㎡で、市民一人当たりでは約２．０㎡となっています。

施設数において、集会所は１３２施設であり、全施設の４７．３％を占めています。

また延べ床面積は、集会所は１１，０１３．９２㎡であり全施設の２．９％となっております。

施設数と面積の状況を、他の施設と比較した場合、施設数に占める割合が多く、延床面積が少ないため、集会所が小規模で、多くの施設があることがうかがえます。

【類型別公共施設の施設数・延床面積】

大分類	中分類	施設数	構成比	延べ床面積	構成比
市民文化系施設		142 施設	50.9%	24,689.07 ㎡	6.5%
	集会施設	141 施設	50.5%	17,158.72 ㎡	4.5%
	（内　集会所）	**（132 施設）**	**（47.3%）**	**（11,013.92 ㎡）**	**（2.9%）**
	文化施設	1 施設	0.4%	7,530.35 ㎡	2.0%
社会教育系施設		16 施設	5.7%	18,062.33 ㎡	4.7%
	図書館	3 施設	1.1%	2,693.88 ㎡	0.7%
	その他社会教育施設	13 施設	4.7%	15,368.45 ㎡	4.0%
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設		9 施設	3.2%	23,808.21 ㎡	6.2%
	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	7 施設	2.5%	12,512.72 ㎡	3.3%
	ｽﾎﾟｰﾂ施設	2 施設	0.7%	11,295.49 ㎡	3.0%
産業系施設		3 施設	1.1%	3,433.76 ㎡	0.9%
	産業系施設	3 施設	1.1%	3,433.76 ㎡	0.9%
学校教育系施設		35 施設	12.5%	194,324.64 ㎡	51.0%
	小学校	21 施設	7.5%	108,453.15 ㎡	28.5%
	中学校	9 施設	3.2%	68,159.23 ㎡	17.9%
	小中一貫校	1 施設	0.4%	15,624.91 ㎡	4.1%
	幼稚園	4 施設	1.4%	2,087.35 ㎡	0.5%
子育て支援施設		20 施設	7.2%	10,686.22 ㎡	2.8%
	幼児･児童施設	12 施設	4.3%	2,479.94 ㎡	0.7%
	保育所	8 施設	2.9%	8,206.28 ㎡	2.2%
保健･福祉施設		10 施設	3.6%	12,642.97 ㎡	3.3%
	高齢福祉施設	8 施設	2.9%	6,716.02 ㎡	1.8%
	保健施設	1 施設	0.4%	3,573.32 ㎡	0.9%
	その他保健福祉施設	1 施設	0.4%	2,353.63 ㎡	0.6%
行政系施設		6 施設	2.2%	35,039.67 ㎡	9.2%
	庁舎等	1 施設	0.4%	29,545.02 ㎡	7.8%
	消防施設	5 施設	1.8%	5,494.65 ㎡	1.4%
市営住宅		12 施設	4.3%	48,904.29 ㎡	12.8%
	市営住宅	12 施設	4.3%	48,904.29 ㎡	12.8%
その他		26 施設	9.3%	9,491.25 ㎡	2.5%
	その他	26 施設	9.3%	9,491.25 ㎡	2.5%
合計		279 施設	100.0%	381,082.41 ㎡	100.0%

（注）図表の各種数値の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。（以下同様）

【類型別公共施設の施設数・延床面積の構成比】

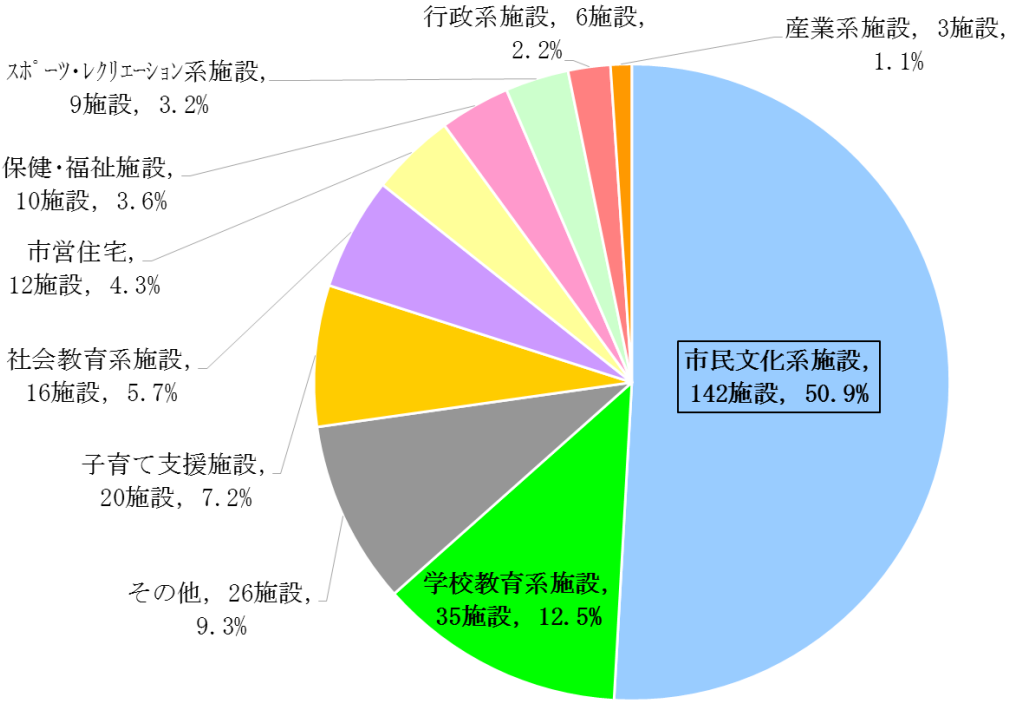

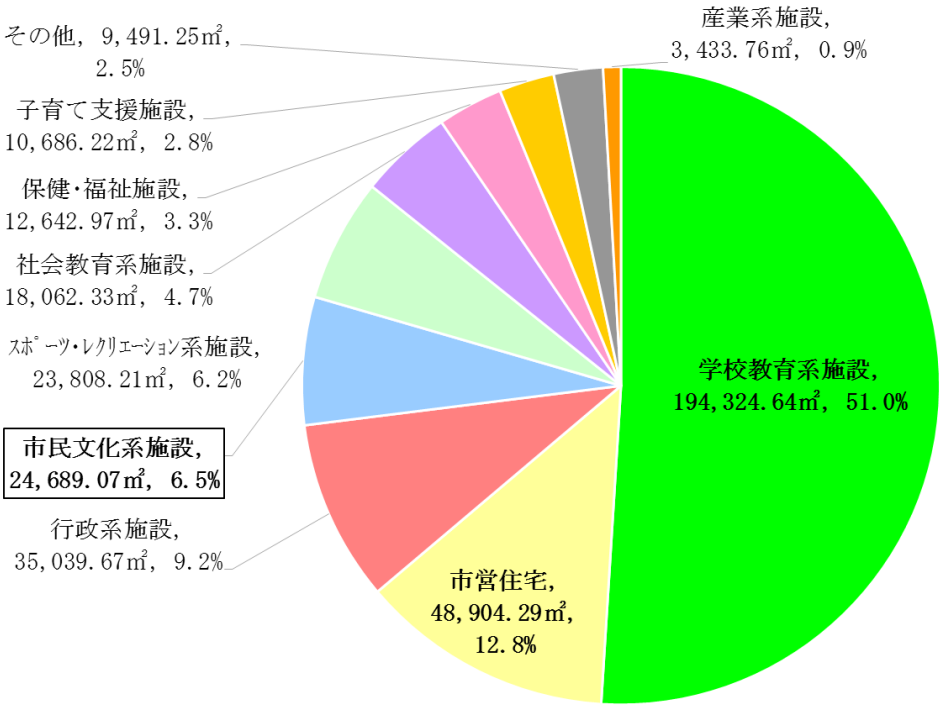

【集会所一覧】

分類	施設名	延べ床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強
集会施設	槇島集会所	129.60	昭和45年	－
	六地蔵公会堂	163.65	昭和47年	－
	広野集会所	51.60	昭和49年	－
	矢落集会所	59.13	昭和49年	－
	砂田集会所	85.14	昭和50年	－
	若宮集会所	57.91	昭和50年	－
	西山集会所	56.77	昭和50年	－
	南山集会所	53.77	昭和50年	－
	三室戸集会所	57.96	昭和51年	－
	中ノ田集会所	52.65	昭和51年	－
	名木集会所	48.60	昭和51年	－
	広野丸山集会所	52.16	昭和53年	－
	伊勢田北集会所	56.70	昭和54年	－
	南遊田集会所	64.80	昭和54年	－
	名木西集会所	63.02	昭和54年	－
	笠取集会所	140.77	昭和55年	－
	中木幡集会所	23.35	昭和55年	－
	笠取南部集会所	104.34	昭和56年	－
	蔭山集会所	52.99	昭和56年	－
	広野宮谷集会所	57.96	昭和56年	－
	車田集会所	57.96	昭和56年	－
	城南荘集会所	246.62	昭和56年	－
	神明集会所	52.99	昭和56年	－
	川東集会所	156.08	昭和56年	－
	南部福角集会所	54.24	昭和56年	－
	落合集会所	68.73	昭和56年	－
	一番割集会所	49.69	昭和57年	－
	上権現集会所	80.00	昭和57年	－
	登り集会所	57.96	昭和57年	－
	平尾集会所	49.69	昭和57年	－
	宇治野神集会所	51.34	昭和58年	－
	羽拍子集会所	49.69	昭和58年	－
	広野寺山集会所	71.69	昭和58年	－
	西川原集会所	234.35	昭和58年	－
	折居台北集会所	67.18	昭和58年	－
	琵琶台集会所	165.62	昭和58年	－
	宇治橋通集会所	67.00	昭和59年	－
	市役所前集会所	50.51	昭和59年	－
	菟道集会所	168.84	昭和59年	－
	福角集会所	52.90	昭和59年	－
	北広野集会所	51.34	昭和59年	－

分類	施設名	延べ床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強
集会施設	戸ノ内集会所	50.51	昭和60年	－
	折居台南集会所	71.63	昭和60年	－
	南陵南集会所	69.55	昭和60年	－
	六地蔵南集会所	50.11	昭和60年	－
	西岡屋会館	122.88	昭和60年	－
	伊勢田南集会所	56.72	昭和61年	－
	羽戸山集会所	185.68	昭和61年	－
	御廟集会所	66.75	昭和61年	－
	折居台東集会所	80.74	昭和61年	－
	老ノ木集会所	52.17	昭和61年	－
	槇島十一集会所	56.72	昭和61年	－
	五ケ庄東集会所	54.65	昭和62年	－
	西浦東集会所	49.68	昭和62年	－
	西目川集会所	55.48	昭和62年	－
	南大久保集会所	49.68	昭和62年	－
	天神台集会所	124.56	昭和63年	－
	木幡檜尾集会所	54.65	昭和63年	－
	菟道北集会所	78.66	昭和63年	－
	大開集会所	66.86	平成元年	－
	南山南集会所	69.57	平成元年	－
	西広野集会所	59.02	平成元年	－
	南堀池集会所	56.31	平成元年	－
	下村集会所	54.65	平成2年	－
	広芝集会所	66.24	平成2年	－
	五ケ庄南集会所	115.84	平成3年	－
	尖山集会所	66.24	平成3年	－
	大和田集会所	97.72	平成3年	－
	菟道南集会所	54.65	平成3年	－
	伊勢田集会所	150.71	平成4年	－
	平尾台西集会所	147.77	平成4年	－
	春日森集会所	49.69	平成6年	－
	東目川集会所	57.96	平成6年	－
	平盛集会所	56.31	平成6年	－
	紫ケ丘集会所	140.78	平成7年	－
	平尾台東集会所	149.92	平成7年	－
	広野三軒家集会所	75.36	平成8年	－
	寺山台集会所	112.62	平成8年	－
	中畑集会所	128.16	平成8年	－
	宮西集会所	57.97	平成10年	－
	御蔵山集会所	162.31	平成10年	－
	砂田北集会所	72.45	平成10年	－
	広岡谷集会所	54.65	平成11年	－
	広野友が丘東集会所	122.97	平成11年	－
	須留集会所	48.03	平成11年	－
	吹前集会所	99.84	平成12年	－

分類	施設名	延べ床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強
集会施設	志津川集会所	94.40	平成13年	－
	南木幡集会所	57.96	平成13年	－
	明星集会所	170.58	平成13年	－
	蔭山東集会所	66.24	平成14年	－
	米阪集会所	68.94	平成14年	－
	三室戸北集会所	127.52	平成15年	－
	大林集会所	69.56	平成15年	－
	平町集会所	70.38	平成15年	－
	開集会所	101.85	平成16年	－
	御園集会所	57.60	平成16年	－
	広野成田集会所	68.99	平成16年	－
	東堀池集会所	65.02	平成16年	－
	御蔵山南集会所	88.77	平成17年	－
	大和田西集会所	57.33	平成17年	－
	大開西集会所	76.17	平成18年	－
	平尾南集会所	90.08	平成18年	－
	平尾北集会所	116.76	平成19年	－
	里尻集会所	57.97	平成19年	－
	蒐道藪里集会所	77.43	平成20年	－
	平尾東集会所	169.90	平成21年	－
	三番割集会所	92.74	平成22年	－
	木幡北畠集会所	58.50	平成23年	－
	南小倉集会所	73.26	昭和44年	未実施
	下居集会所	59.56	昭和45年	未実施
	緑ケ原集会所	107.46	昭和46年	未実施
	槇島三軒家集会所	110.16	昭和46年	未実施
	西小倉集会所	162.30	昭和49年	未実施
	西大久保集会所	181.81	昭和50年	未実施
	南陵集会所	49.42	昭和50年	未実施
	蓮池中集会所	72.87	昭和50年	未実施
	奥広野集会所	51.87	昭和51年	未実施
	玉池集会所	134.13	昭和51年	未実施
	妙楽集会所	54.65	昭和51年	未実施
	安田町集会所	51.75	昭和52年	未実施
	新半白集会所	68.42	昭和52年	未実施
	一ノ坪集会所	69.97	昭和53年	未実施
	西木幡集会所	82.62	昭和53年	未実施
	南広野集会所	68.04	昭和54年	未実施
	堀池集会所	52.99	昭和54年	未実施
	伊勢田西集会所	71.21	昭和55年	未実施
	東木幡集会所	53.82	昭和55年	未実施
	白川集会所	206.28	昭和55年	未実施
	半白集会所	49.67	昭和55年	未実施
	木幡熊小路集会所	83.63	昭和55年	未実施
	小根尾集会所	64.38	昭和55年	未実施
	蓮池集会所	66.25	昭和56年	未実施

４　公共施設等の将来の更新費用の試算

総合管理計画策定時に行った試算によると、公共施設をそのまま保有し続けると仮定した場合、４０年間で総額約１５８７億円、年平均約４０億円の更新費用が必要となります。

【将来の公共施設の更新費用の推計】

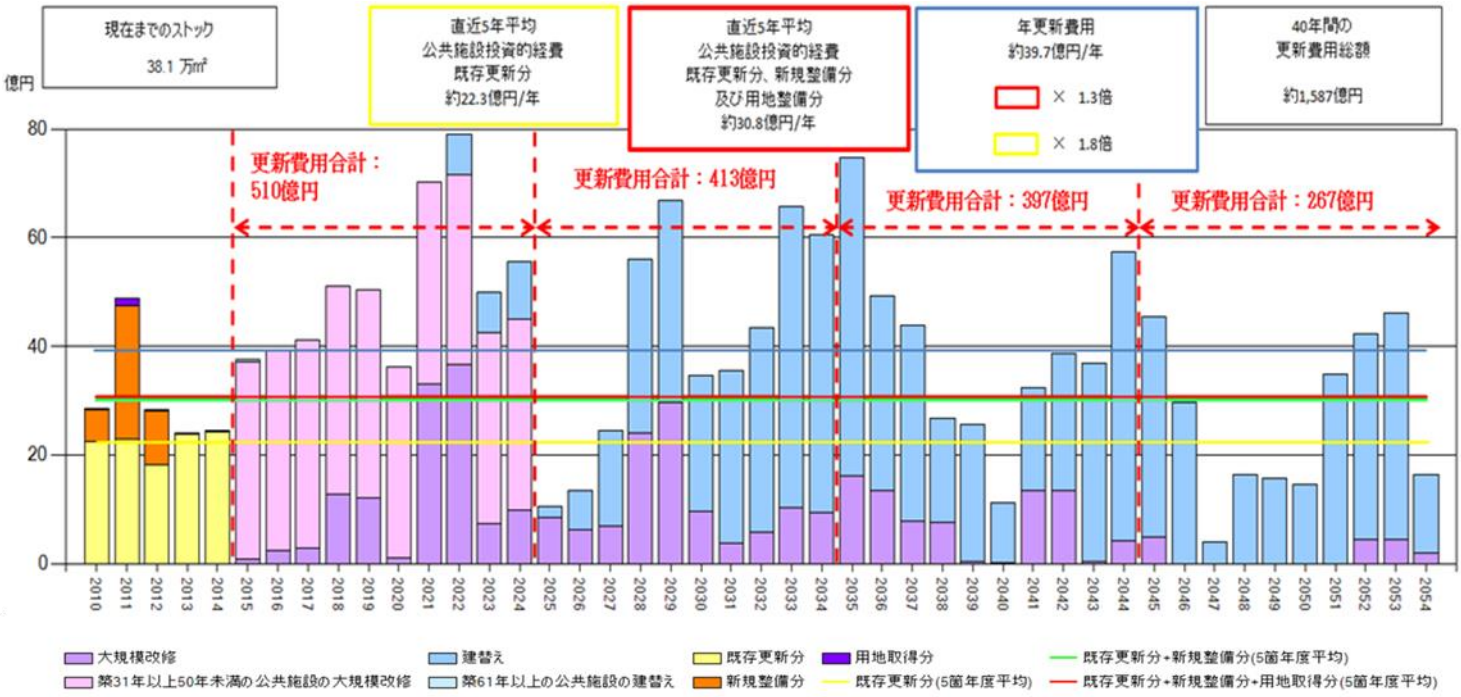

（出所：総務省による公共施設等更新費用試算ソフトを用いて作成）

第３章　地域コミュニティの活性化に向けた取組実績と今後の課題

１　地域コミュニティの活性化に向けた取組実績

本市では良好な町内会・自治会の形成と運営の活性化を促進する方策を検討するため、２０１２年（平成２４年）１月に町内会・自治会等活動推進検討委員会を設置しました。町内会・自治会が抱える課題や地域の取組などについて議論されましたが、町内会・自治会の活性化の方策のみならず、地域コミュニティや協働の在り方も含め、今後、さらに検討を深めるとともに、地域の実態調査を実施し、地域の問題を掘り下げ、より深く現状を分析する必要があるというまとめを受け、２０１３年（平成２５年）６月に地域コミュニティ推進検討委員会を設置しました。地域コミュニティの実態や市の状況及び地域コミュニティ推進検討委員会での議論を踏まえ、地域コミュニティ推進に関する基本的な考え方を示すとともに、市に対する意見として「町内会･自治会の活性化の方策および地域コミュニティ･協働のあり方に関する提言」（以下、「提言」という。）をまとめられました。

地域コミュニティ推進に関する基本的な考え方

＜地域コミュニティの主体＞
まちづくりの担い手として、地域住民並びに地域住民組織の主体的な取り組みによる地域コミュニティの活性化を目指す。

＜地域コミュニティと行政の協働＞
市においては、地域事情の違いを念頭に置きながら、地域の主体的な活動への支援を通して、地域との協働による地域コミュニティの活性化を目指す。

＜地域コミュニティにおける地域住民組織の連携＞
町内会・自治会や町内会・自治会の連合組織、テーマ型市民組織などの様々な地域住民組織の連携による地域コミュニティの活性化を目指す。

提言より、地域実態や課題の多様化から地域コミュニティ活性化の方策について様々な意見があり、多様性の見られる状況下において、一律的な支援施策の実施は、地域のニーズのずれや施策と実効性に課題を残す可能性があり、地域の状況に応じた「伸ばす施策」「支える施策」の必要性を示されました。

現在、地域コミュニティの活性化に向けた支援施策として、主に活動環境の整備、人材育成、情報提供に取り組んでいます。

活動環境の提供として、市内にコミュニティセンター、ふれあいセンター、集会所を設置し、市民の相互交流施設としています。

人材育成として、市職員向けに意識・能力向上、市民向けに意識啓発を図る講演やワークショップを２０１５年度（平成２７年度）より実施しています。

情報提供として、町内会・自治会より役員名簿の提出をうけ、地域住民へ各種市政情報等の提供を行い、その際に利用される回覧板を無償提供しています。

そして、地域別の懇談会開催により意見交換や情報共有の場を設けるとともに、町内会・自治会運営の基礎的な内容等を掲載した町内会・自治会の手引きを作成し、課題解決や活動の参考になるよう配布しています。

また、これらの情報を宇治市公式ホームページへ掲載することで積極的な情報公開を進めています。

２　地域コミュニティの今後の課題

本市では、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、町内会・自治会の加入率の低下やなり手不足などが地域コミュニティの課題となっております一方、防災や清掃活動など様々な分野で活気ある地域づくりに取り組まれている町内会・自治会もあり、市民主体のまちづくりを推進するためには、地域住民の交流と連帯による地域コミュニティの果たす役割が極めて重要であると考えられます。

地域で生活する上で生まれる課題やニーズに対し、行政では対応が困難な場合や行政と市民の相互連携及び協力による解決が望まれるものもあり、個人と地域、行政の関わりをなくすことはできません。地域コミュニティが担ってきた個人や家族で解決が困難な問題の深刻化を緩和するような機能や災害発生時等の危機的状況への対応力が失われることで、行政が対応すべき分野や範囲が拡大し続けることも想定されます。

そして、人口減少や少子高齢化の進展により、生産年齢人口の割合も減少し続けることが予測される中、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、「選択と集中」の考え方による効果的・効率的な行政運営が求められている状況でもあります。

市民にとって住みよいまちを形成するには、その地域に住み、現状を知る市民一人ひとりの主体的な取組が必要であるため、市民の自治意識の向上に努め、まちづくりの担い手として、相互の交流と連帯による地域コミュニティの役割を認識することが重要と考えられます。

今後は、市民並びに地域団体等の主体的な取組による地域コミュニティの活性化を目指し、社会環境の変化に応じた支援施策を実施していくことが必要であると考えております。

第４章　集会所におけるこれまでの取組と今後の課題

１　集会所を取り巻く状況

本市では、１９７０年代（昭和４０年代後半）から地域住民のコミュニティ拠点施設として集会所の建設・整備を行い、地域コミュニティの育成と市民の自主的な地域交流を支援してきました。

しかしながら、初期に建設された集会所は老朽化が進んでいることから、改修等の課題があり、また、集会所運営委員会及び集会所管理者制度においても、一部で組織が弱体化している等の地域コミュニティにおける課題が見受けられました。

そうした状況を踏まえ、２００３年度（平成１５年度）より行政改革を推進していくための「第４次行政改革実施計画」において、集会所施設の機能や利用実態調査を行い、今後の施設整備や運営の効率化に向けて検討を進めることとし、市民の主体的な参加による自由で豊かな人間関係を培う地域づくりの実現を目指し、集会所管理運営制度の見直しと長期的かつ有効的な施設利用を図り、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、「宇治市集会所再生プラン」（以下、「再生プラン」という。）を２０１２年（平成２４年）１月に策定しました。

２　宇治市集会所再生プランの取組

本市では、地域の特性に応じた自由な集会所利用を促進し、集会所の有効活用を図ることにより地域コミュニティの再生を図ることを目的とする再生プランについて、地域団体への説明を行いました。

集会所管理運営制度を廃止し、地域団体と使用貸借契約を締結し、集会所を無償貸与することにより、集会所運営の自由度を高め、地域団体の裁量の拡大を図り、地域の実情に応じた主体的な集会所運営を行うことで、集会所の有効活用を促進し、地域コミュニティ活動の推進を図ることとあわせて、民間集会所の支援制度の拡充を図り、集会所の耐震化の促進とともに、計画的な改修等を実施することとしましたが、地域によって状況が大きく異なることや、時間的な問題で地域団体との合意形成が図れないなどの状況を踏まえ、２０１３年（平成２５年）１２月をもってプランの実施を凍結することといたしました。

基本的な考え方

① 集会所の有効活用による地域コミュニティ活動支援
② 市民との協働による集会所運営
③ 地域組織による主体的な集会所運営
④ 集会所の計画的な改修・建替の実施
⑤ 民間集会所に対する支援の拡大

↓

地域の特性に応じた自由な集会所利用を促進し、地域住民の連帯と主体的な集会所運営を確立するとともに、民間集会所の支援を拡充し、集会所の有効活用を図ることにより地域コミュニティの再生を図る

３　宇治市集会所再生プランの総括と今後の課題

町内会・自治会をはじめとする地域団体は、担い手の不足や組織率の低下などの課題を抱えており、市民相互の交流が希薄化した地域コミュニティの活性化と地域の絆、連帯の再生が喫緊の課題であり、地域コミュニティの拠点施設である集会所の有効活用を図ることにより、地域コミュニティの活性化を促進するとともに、集会所の効率的な運営を目指し、再生プランの実施に向け、地域団体への説明を行いました。

しかしながら、地域団体との使用貸借契約という手法をとったことにより合意形成が困難であったことや、営利活動を行うことにより法人市民税が地域団体へ課税されることなど、本市の認識に対する課題があったほか、地域によって異なる状況や、時間的な課題があり、新制度への移行が難しい地域団体が多く、すべての集会所が一斉に新制度へ移行するという手法にも課題があったことから、一旦再生プランを凍結し、プランの取扱いについて検討することといたしました。

少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などによる状況の変化、地域によって異なる状況に対応できるよう、すべての集会所を運営する地域団体が、それぞれの意思による選択を行い、個別の特性に応じた主体的な集会所運営を推進するとともに地域コミュニティの活性化を図ることが必要であると考えております。

第５章　基本方針と目標

本市では、本年度から、今後４年間の新しいまちづくりの指針となる「第５次総合計画第３期中期計画」に基づき、みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市を目指す都市像として積極的に施策を実施しており、その中にも地域コミュニティについて、市民の関心を高め、ふれあいと共助で築く地域社会の構築を促進するため、コミュニティ活動の支援に取り組むことを目標としています。

前の章にも記載したとおり、これまでから地域コミュニティの活性化に取り組んできたところでありますが、地域によって活動の頻度や体制、集会所の利用状況などが異なっているものと認識しています。

こうした状況においても、地域コミュニティでの活動は大変重要であると認識しており、現在も地域コミュニティの活性化に向けて、京都文教大学との共同研究とともに、高知工科大学とも連携し、本年度には未来の視点から地域コミュニティを市民と一緒になって考えるシンポジウム及びワークショップを開催しました。

また、今後の財政運営が厳しい状況であることを踏まえ策定した「宇治市財政健全化推進プラン」では、人口減少・少子高齢社会の中にあっても、魅力ある宇治市を築く未来への投資も必要であるため、これまで以上に財政健全化に向けた取組を進め、持続可能な行財政運営を実現するとしているとともに、「宇治市第７次行政改革大綱及び実施計画」の多様な主体との協働とまちづくりの推進の基本施策においては、市民や NPO などとの協働によるまちづくりの推進や、「宇治市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来のまちづくりを見据え施設の適正配置や実施方針を策定し、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等、次の世代にできるだけ負担を残さない公共施設等アセットマネジメントの推進に取り組むこととしています。

こうした状況を踏まえ、「地域コミュニティの活性化」「地域による主体的な集会所運営」「集会所の適正配置」の３つで構成する『宇治市地域コミュニティ再編計画』を策定しますが、本計画の目標設定にあたっては、本市としては、地域コミュニティのさらなる活性化に向けて、積極的に施策を推進していくこととあわせて、地域における様々な活動についての場所や空間、運営手法などについては、改めて集会所の利用状況を踏まえた再編が必要であると認識しています。

したがって、本市のこれまでの取組や経過、データなどを十分に踏まえた上で、２０年後、３０年後といった将来の宇治市の地域コミュニティのあり方を見据え、３年間、１０年後での目標を達成するため、具体的な取組内容を掲げ、市民

参画・協働とともに将来・未来からの視点も持ち、市民とともに将来の地域コミュニティを考え、議論し、本計画を推進していきたいと考えています。

１　基本方針

将来を見据えた地域コミュニティの更なる活性化と、再生プランの理念を踏まえた地域による主体的な集会所運営を実現するために、市民とともに、「選択と集中」の考え方のもと、地域への支援施策の拡充を図るとともに、集会所の廃止や複合化、地域団体への無償譲渡などの様々な手法を用い、施設の適正配置を行います。

２　目標

（１）地域コミュニティの活性化

宇治市第５次総合計画にある「ゆたかな市民生活ができるまち」を目指し、市民主体によるまちづくりを推進するため、宇治市地域コミュニティ推進検討委員会よりいただいた提言を踏まえ、未来の視点を生かした具体的な支援施策を実施するとともに、地域が必要としている支援を実施します。

（２）地域による主体的な集会所運営

市民の自主的で活発なコミュニティ活動を促進し、それぞれの地域が主体性を発揮できるよう、再生プランの理念を活かし、地域団体への無償譲渡により、地域の実情に応じた、主体的な集会所運営を支援します。

（３）集会所の適正配置

総合管理計画に基づき、２０４６年度（平成５８年度）までに、廃止や複合化、地域団体への無償譲渡などにより集会所の総延床面積の２０％を削減します。

３　具体的な取組と中長期の目標

（１）３年間の具体的な取組

＜２０１９年度（平成３１年度）～２０２１年度（平成３３年度）＞

市民の地域コミュニティへの関心を高め、ふれあいと共助で築く地域社会の構築を促進するため、市民並びに地域団体等の主体的な取組による地域コミュニティの活性化に向け、未来の視点を取り入れた意識啓発や情報共有の場などを設けます。

また、集会所を通じての更なる地域コミュニティ活性化に向けた取組として、２０１９年度（平成３１年度）より、希望する町内会・自治会等の地域団体へ集会所（建物）の無償譲渡を行います。

併せて、地域による主体的な集会所運営の推進に向けて、無償譲渡を促進するための補助等の支援制度を新設し、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。

なお、地域コミュニティの活性化に向けた地域団体への集会所の無償譲渡等については、１３２箇所のすべての集会所を対象とし、協議が調った集会所から譲渡の手続きを進めます。なかでも、集会所の稼働率が低い地域については、先行して地域へ説明に入りますが、地域団体への無償譲渡に至らない場合には、稼働率・利用日数や、近隣の代替施設の有無といった地理的要因等を総合的に判断し、２０２０年度末（平成３２年度末）を目標に、廃止等を視野に検討し再編による適正配置を図ります。

また、耐震性能を有していない集会所については、利用者の安全を早急に確保する観点から、２０１９年度（平成３１年度）に耐震補強に着手し、２０２０年度末（平成３２年度末）完了に向けて取り組みます。

【（参考）集会所の稼働率等一覧】

No.	施設名	稼働率	利用日数	No.	施設名	稼働率	利用日数
１	下居集会所	１．２８％	１２	３５	伊勢田南集会所	６．１８％	５５
２	市役所前集会所	１．４９％	１４	３６	南大久保集会所	６．３９％	５９
３	戸ノ内集会所	１．９２％	１７	３７	落合集会所	６．３９％	５９
４	須留集会所	１．９２％	１８	３８	半白集会所	６．３９％	６０
５	笠取集会所	２．２４％	２０	３９	中ノ田集会所	６．５０％	５２
６	南堀池集会所	２．３４％	２２	４０	平尾台東集会所	６．５０％	５３
７	大開西集会所	２．７７％	２５	４１	折居台北集会所	６．７１％	４５
８	安田町集会所	２．８８％	２９	４２	南小倉集会所	６．７１％	６１
９	尖山集会所	２．９８％	２７	４３	折居台南集会所	６．７１％	６２
１０	吹前集会所	３．０９％	２９	４４	平尾台西集会所	７．１４％	６３
１１	上権現集会所	３．１９％	３０	４５	南広野集会所	７．３５％	６４
１２	西山集会所	３．５１％	３０	４６	矢落集会所	７．７７％	６７
１３	広岡谷集会所	３．６２％	３３	４７	白川集会所	８．２０％	７５
１４	中木幡集会所	３．７３％	３５	４８	奥広野集会所	８．３１％	４９
１５	砂田北集会所	３．８３％	３３	４９	平尾南集会所	８．５２％	７５
１６	笠取南部集会所	３．９４％	３５	５０	広野集会所	８．５２％	７７
１７	大開集会所	４．０５％	３４	５１	蓮池集会所	８．５２％	８０
１８	一ノ坪集会所	４．０５％	３７	５２	蓮池中集会所	８．５２％	８０
１９	伊勢田西集会所	４．１５％	３２	５３	広野成田集会所	８．７３％	８１
２０	中畑集会所	４．２６％	３９	５４	木幡檜尾集会所	９．１６％	７４
２１	折居台東集会所	４．２６％	４０	５５	木幡北畠集会所	９．２７％	７３
２２	南山南集会所	４．４７％	４４	５６	菟道南集会所	９．３７％	８１
２３	六地蔵南集会所	４．５８％	４１	５７	東目川集会所	９．４８％	８４
２４	槇島十一集会所	４．９０％	４５	５８	木幡熊小路集会所	９．６９％	８７
２５	妙楽集会所	５．５４％	５０	５９	大林集会所	９．６９％	８９
２６	名木西集会所	５．５４％	５１	６０	三室戸集会所	９．８０％	８６
２７	広野丸山集会所	５．６４％	４５	６１	一番割集会所	１０．０１％	９４
２８	三番割集会所	５．７５％	５１	６２	五ケ庄東集会所	１０．４４％	９９
２９	菟道籔里集会所	５．７５％	５１	６３	蔭山集会所	１０．６５％	９２
３０	西広野集会所	５．７５％	５２	６４	神明集会所	１０．７６％	９７
３１	蔭山東集会所	５．９６％	５１	６５	宇治橋通集会所	１０．７６％	９８
３２	槇島三軒家集会所	６．０７％	５７	６６	大和田西集会所	１０．９７％	９５
３３	南部福角集会所	６．１８％	５１	６７	南山集会所	１０．９７％	９５
３４	米阪集会所	６．１８％	５５	６８	名木集会所	１０．９７％	１０１

No.	施設名	稼働率	利用日数	No.	施設名	稼働率	利用日数
６９	玉池集会所	１１．０８％	１００	１０１	西大久保集会所	１９．７０％	１６５
７０	御蔵山南集会所	１１．４０％	１０４	１０２	車田集会所	２０．９８％	１７６
７１	下村集会所	１１．７１％	１０８	１０３	南遊田集会所	２１．３０％	１８７
７２	春日森集会所	１２．０３％	６８	１０４	大和田集会所	２１．７３％	１６６
７３	西浦東集会所	１２．０３％	９９	１０５	羽拍子集会所	２１．９４％	１６４
７４	宇治野神集会所	１２．４６％	１０２	１０６	伊勢田集会所	２３．００％	１８４
７５	西目川集会所	１２．５７％	１１４	１０７	開集会所	２３．２２％	１４７
７６	小根尾集会所	１３．５３％	１０７	１０８	里尻集会所	２５．６７％	２０７
７７	登り集会所	１３．６３％	１２４	１０９	平盛集会所	２６．７３％	２０７
７８	平町集会所	１３．９５％	１２６	１１０	天神台集会所	２７．３７％	１８１
７９	菟道北集会所	１４．０６％	１２３	１１１	広芝集会所	２８．７５％	２２２
８０	北広野集会所	１４．５９％	１２５	１１２	新半白集会所	２９．５０％	１９８
８１	御廟集会所	１４．７０％	１３３	１１３	南陵集会所	２９．５０％	２０３
８２	宮西集会所	１４．９１％	１３４	１１４	砂田集会所	２９．８２％	２１４
８３	広野宮谷集会所	１５．０２％	１２８	１１５	御園集会所	３０．６７％	２１６
８４	福角集会所	１５．０２％	１３０	１１６	琵琶台集会所	３０．７８％	２１４
８５	広野三軒家集会所	１６．０８％	１２３	１１７	南木幡集会所	３１．２０％	２４１
８６	広野友が丘東集会所	１６．０８％	１２４	１１８	広野寺山集会所	３３．３３％	１７５
８７	平尾集会所	１６．２９％	１３８	１１９	羽戸山集会所	３４．７２％	２２６
８８	西川原集会所	１６．４０％	１１３	１２０	五ケ庄南集会所	３５．３６％	２４１
８９	志津川集会所	１６．４０％	１３２	１２１	菟道集会所	３５．８９％	２４４
９０	伊勢田北集会所	１６．４０％	１４１	１２２	三室戸北集会所	３７．２７％	２５６
９１	川東集会所	１６．７２％	１４３	１２３	槇島集会所	３８．５５％	２６３
９２	東木幡集会所	１６．８３％	１３５	１２４	南陵南集会所	３８．７６％	２６０
９３	西岡屋会館	１７．０４％	１３８	１２５	緑ケ原集会所	３９．１９％	２５２
９４	東堀池集会所	１７．３６％	１４５	１２６	西小倉集会所	３９．６２％	２５１
９５	平尾東集会所	１７．３６％	１４６	１２７	平尾北集会所	４１．２１％	２６５
９６	堀池集会所	１７．６８％	１３９	１２８	紫ケ丘集会所	４２．２８％	２５０
９７	寺山台集会所	１８．４２％	１４０	１２９	明星集会所	４５．７９％	２５６
９８	西木幡集会所	１９．２８％	１４５	１３０	六地蔵公会堂	４９．４１％	２６９
９９	若宮集会所	１９．２８％	１６７	１３１	御蔵山集会所	７３．０６％	３１４
１００	老ノ木集会所	１９．６０％	１５８	１３２	城南荘集会所	８２．９６％	３０１

※ 稼 働 率：分母を９３９枠（１日を朝・昼・夜の３枠×３１３日）とし、分子を利用した件数として算定
（例）年間に５２枠の利用があった場合、５２／９３９＝５．５４％となる。
※ 利用日数：１年間のうち、集会所を利用した日数
（例）週１日利用している場合、５２日となる。
※ 算定数値：利用日数・稼働率は平成２７年度から平成２９年度の平均値を使用して算定

（２）短期目標（１０年後）と具体的な取組
＜２０１９年度（平成３１年度）～２０２８年度（平成４０年度）＞

地域コミュニティの活性化に向け、活動の担い手となる人材育成のための研修や、情報共有の場を設けるなどの支援を行います。
地域による主体的な集会所運営の推進に向けて、無償譲渡を促進するため、補助等の支援制度等、地域団体が主体的に選択できるような支援施策に取り組みます。

（３）中期目標（２０年後）＜２０３８年度（平成５０年度）＞

地域コミュニティの更なる活性化に向けた支援施策の拡充を実施します。
また、将来に向け、他の公共施設の有効活用や、活動拠点整備の検討を行うほか、集会所についても基本的に単独での建替えや新設は行わないこととし、廃止や複合化、地域団体への無償譲渡による主体的な集会所運営推進などにより、延床面積の削減に取り組みます。
あわせて、再生プランの理念・取組を継承し、維持管理経費についても削減に取組むとともに、新たな管理運営方法として、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用によるスマートキーの導入等の検討を進め、効率的な集会所運営を目指します。

（４）長期目標（３０年後）＜２０４８年度（平成６０年度）＞

市民の自主的な活動によるコミュニティの取組を支援し、施設の複合化や民間施設を活用した活動空間の整備を行います。
一方で、廃止や複合化、地域団体への無償譲渡などにより、２０４６年度（平成５８年度）までに集会所の総延床面積の２０％を削減します。
時代の状況や、新しい地域のつながり方などの変化を踏まえるとともに、技術革新を踏まえたＩＣＴ（情報通信技術）の活用等を考慮し、更なる地域コミュニティの推進を行います。

第６章　計画の推進

１　推進方法

計画の推進にあたっては、市民にとって必要な地域コミュニティ施策と、それに見合った活動場所が必要です。そのため、市民の声を聴く場を設けるだけでなく、市民同士が意見交換をする場を設ける等の情報収集に努め、市民参画・協働による計画の推進を行うほか、「選択と集中」の考え方のもと、真に必要な支援の拡充やコスト削減に向けて取組みます。

２　計画のマネジメント

計画の推進を効果的・効率的に実行するとともに、その時代に即して対応する必要性からＰＤＣＡサイクル[1]に基づいたマネジメントを行い、必要に応じて見直しを図り、地域コミュニティを推進します。

【ＰＤＣＡサイクル概念図】

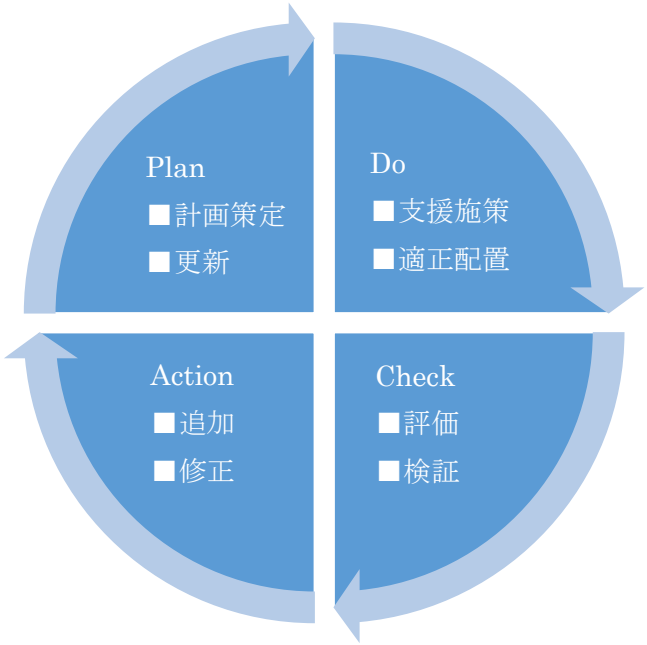

[1] PDCA サイクルとは、Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の４段階を繰り返すことにより、継続的に改善することを指す。